

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

三 作業地域

国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所管内のうち、児玉郡神川町、秩父市、児玉郡上里町、本庄市の一部

四 作業期間

令和四年四月二十日から令和四年八月三十一日まで